

御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務企画提案募集要項

1 業務の趣旨

御堂筋ランウェイ実行委員会（構成団体＝大阪府、大阪市、関係団体。以下「実行委員会」という。）では、大阪の認知度の向上や都市魅力の発信に向けた取り組みを進め、更なるインバウンド需要の取り込みや大阪の都市格の向上、「大阪独自の魅力を発揮したワクワク・オモロイを掻き立てるエンタメ都市」を実現することを目的に、大阪のシンボルストリートである御堂筋でインバウンドに対しても発信力のあるプロモーションイベント（以下「イベント」という。）を実施します。

本業務は、イベントの実施に係る企画調整、運営及び広報等を行うもので、企画内容の検討、出演者等の調整に一定の時間を要すること並びに事業の継続性も重要な要素であること等から、令和7年度から事業着手することとし、令和10年度までの4か年事業として実施します。

2 委託業務内容

(1) 業務名称

御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務（以下「本件委託業務」という。）

(2) 業務内容

詳細は、別添「御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

ア 事業全般に係る企画調整及び運営業務（総合企画、広報、事業内容に係る調整、運営管理等）

イ 自主警備、交通規制に係る業務（会場及び周辺の警備、交通誘導、規制広報等）

ウ 会場設営及び搬入出に係る業務（資機材、什器類等の搬入出及び設営撤去等）

エ 協賛獲得に係る業務（協賛の獲得等）

オ その他付帯業務（各種申請に必要な図面資料等の作成、関係機関との協議等）

(3) 業務全体概要

ア イベント概要

(ア) 名称

御堂筋ランウェイ

(イ) 開催日時（予定）

- ・開催日：令和8年、令和9年、令和10年の秋の1日
- ・開催時間：2時間程度
- ・その他：交通規制開始及び解除時間は、別途協議の上、決定する。

(ウ) 開催エリア（予定）

淀屋橋交差点～船場中央3交差点（約1.1km）

※ なお、開催日時及び開催エリアについては、警察等関係者と協議の上、変更する場合があります。

イ 広報業務

契約期間を通じ、イベントを核とした継続的な大阪のプロモーションを実施すること。

(4) 契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 30 日（金）まで

(5) 契約上限金額

総額 1,408,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

＜各年度の上限額＞

令和 7 年度 0 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 8 年度 469,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 9 年度 469,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 10 年度 469,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※ ただし、事業を実施する上でやむを得ない事由が生じた場合は、契約金額を変更することがある。

(6) その他

本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下「応募提案者」という。）のうち、有識者の選定委員による審査を経て、最も優れた企画を提案した者（以下「契約候補者」という。）と契約条件を協議の上、契約を締結する。

3 企画提案概要

本件企画提案の際は、本書面のほか「仕様書」、「御堂筋ランウェイ提案書作成要領」及び「御堂筋ランウェイ実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」の内容についても十分理解の上、参加すること。

(1) イベントについて

ア 提案事項

- ・ 本イベントの国内外での露出を高めることで、これまで以上に大阪の認知度と都市格の向上を図り、国内外の人々を魅了する大阪を PR するため、大阪のシンボルストリートである御堂筋において、大阪の魅力を全国及び海外へ強力に発信できる企画を提案すること。
- ・ 世界屈指の国際エンターテインメント都市・OSAKA をめざし、より多くの方に大阪に来ていただけるよう、海外からも注目を集めるインパクトのある企画を提案すること。

イ 留意事項

- ・ イベントの構成については、これまでの取り組みを継承・発展させつつ、コンテンツをこれまで以上にスケールアップすることで、大阪の魅力を国内外に強く発信し、インバウンドに対しても訴求力のある、圧倒的なパフォーマンスを備えた企画を提案すること。
- ・ また、構成においては、年齢、性別、国籍等を問わず、幅広い客層が楽しむことができるよう、バランスを考慮したものとする。

【参考：これまでの実施状況】

年	主なコンテンツ	TV/新聞/ 雑誌の 掲載回数	来場 者数
2015	・F1（フェラーリ）走行 ・100台のフェラーリスーパーカー集結	51回	45万人
2016	・リオオリンピック銀メダリストによるリレーパフォーマンス ・蛭川実花さんによる和装ファッションショー ・中村壺太郎さんによる歌舞伎パフォーマンス	78回	25万人
2017	・荻野目洋子と登美丘高校ダンス部によるダンスパフォーマンス ・スポーツテーマのファッションショー（ゲストモデル：岡崎朋美氏、すみれ） ・オリンピック金メダリストのアリソン・フェリックス氏によるスペシャルランウェイ ・万博誘致アンバサダーのダウントウンによるスペシャルランウェイ	88回	30万人
2018	・コブクロによるストリートライブ ・繊維の街・大阪デニムファッションショー（ゲストモデル：大谷亮平、森星） ・リアル恐竜体験プロジェクト「DINO-A-LIVE」 ・OSK 日本歌劇団 ビッグショー ・万博誘致アンバサダーのダウントウンによるスペシャルランウェイ	84回	40万人
2019	・東京スカパラダイスオーケストラによるオープニングライブ ・ピカチュウの太行進 ・「文楽」の魅力が融合した御堂筋ランウェイ・オリジナルストーリーパレード ・東京ディズニーリゾート®スペシャルパレード	42回	40万人
2022	・大阪・関西万博アンバサダーコブクロによるオフィシャルテーマソング歌唱 ・ユニバーサル・スタジオ・ジャパン「NO LIMIT！」パレード ・大阪・関西万博アンバサダーのダウントウンによるスペシャルランウェイ	78回	30万人
2023	・GENERATIONS による開幕スペシャルパフォーマンス ・万博ユニフォームファッションショー（ゲストモデル：アンミカ、中条あやみ） ・KENTO MORI まつりアップデート&奉納・祝祭 石見神楽 ・東北絆まつりによるおまつりランウェイ ・MISIA によるスペシャルプログラム	35回	30万人
2024	・松平健によるマツケンサンバランウェイ ・J01 スペシャルパフォーマンス ・THE 祭りランウェイ「MATSURI」（東北絆まつり、石見神楽、牛鬼まつり、阿波踊り、龍踊り） ・東京ディズニーリゾート®スペシャルパレード ・コブクロスペシャルライブ	49回	70万人

2025	・ユニバーサル・スタジオ・ジャパン御堂筋ランウェイスペシャル 25th DISCOVER U!! ・大阪ブルテオン・ランウェイ ・2025 大阪・関西万博スペシャルファッションショー（ゲストモデル：紅ゆずる、ゆうちゃみ） ・BMX×チアリーマンズパフォーマンスショー ・SUPER EIGHT スペシャルライブ	(集計中)	20 万人
------	---	-------	-------

- ・ 3か年の継続的なプロモーションを想定し、イベントのコンセプトやテーマを考案するとともに、ストーリー性のある企画を提案すること。
- ・ 本事業の趣旨にふさわしいテーマ、内容となっていること。
- ・ 内容に独自性があり、新しい魅力が引き出されていること。
- ・ 御堂筋の長さを活かしたインパクトあるコンテンツを提案すること。
- ・ 会場のどこからでも楽しめるよう、AR等の最新技術を活用したコンテンツを提案するなど、来場者に配慮した企画を提案すること。
- ・ 一般参加型のパレードをメイン企画とする提案は不可とする。
- ・ 事業の実施に必要な事項がすべて網羅された事業計画となっていること。また、計画性及び実現性が高い内容となっていること。
- ・ 公道使用に係る特性や規制等を踏まえた提案であること。
- ・ 地域や他イベントとの連携による相互送客等、御堂筋が一体となって盛り上がる仕掛けづくりを提案すること。

(2) 国内外へのプロモーションについて

ア 提案事項

- ・ イベントへの参加促進につがる効果的な広報を含め、イベント参加者以外にも広く全国及び海外へ、本イベントを核とした大阪の魅力を強力に発信していくためのプロモーション計画を策定し提案すること。

イ 留意事項

- ・ 本イベントを中心とした大阪の魅力を全国及び海外へ強力に発信していくための、プロモーション手法、期間、使用媒体について具体的に提案すること。
- ・ プロモーションの時期については、イベント前に限定することなく、イベント後も含めたものとするとともに、複数年事業であるメリットを活かした、長期的かつ継続的な計画を策定し提案すること。
- ・ 自社の広報展開に加え、国内外の多様なメディアに取り上げられる工夫を提案すること。
- ・ 特に海外メディア等に取り上げられる工夫を提案すること。

(3) 実施計画・実施体制について

ア 提案事項

- ・ 上記(1)、(2)の実施にあたり、年度ごとの事業計画と4か年の事業計画を作成すること。
また、複数年契約であるメリットを活かし、次年度以降のコンテンツ実施に係るアーティスト等の出演交渉状況や事前準備なども事業計画に組み込むこと。
- ・ 上記(1)の実施にあたり、自主警備及び交通規制計画、会場設営及び搬入出計画並びに協

賛獲得等について、具体的に提案すること。

イ 留意事項

- ・ 警備、交通誘導、規制等について、警察、地元関係機関等と十分な協議・調整を行うこと。テロ対策及び雑踏事故等対策にも留意し、安全な警備計画を策定、提案すること。
- ・ 広告協賛、プログラム協賛等、合理的かつ効果的に協賛を獲得すること。

(4) 効果検証

各年度事業実施後に、実施内容を踏まえた課題や改善点を抽出するとともに発注者と効果検証を行い、次年度以降の事業に反映させること。

(5) その他

事業の実施にあたり、コンテンツの内容等については、提案内容をもとに、発注者と協議・調整のうえ決定する。その際、予算の範囲内で、発注者がコンテンツの追加・変更等を求めることがある。

4 日程

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ・ 公募開始 | 令和 7 年 12 月 1 日（月） |
| ・ 説明会参加申込書提出期限 | 令和 7 年 12 月 4 日（木）正午まで |
| ・ 説明会 | 令和 7 年 12 月 8 日（月）10 時 30 分～ |
| ・ 質問事項の提出締切 | 令和 7 年 12 月 12 日（金）正午まで |
| ・ 質問事項に対する回答 | 令和 7 年 12 月 18 日（木）午後 5 時まで |
| ・ 提案書等の提出期限 | 令和 8 年 1 月 14 日（水）正午まで |
| ・ 選定委員会（プロポーザル審査） | 令和 8 年 1 月 22 日（木）予定 |
| ・ 審査結果通知等 | 令和 8 年 2 月上旬～中旬頃 |

5 応募資格

本件企画提案の応募資格は、次に定める内容を全て満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。ただし、共同企業体が応募する場合は、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）のうち、代表となる者（以下「代表構成員」という。）を定め、うえ、構成員全てが次の(1)から(7)に定める内容を全て満たし、かつ、構成員のいずれかが(8)に定める内容を、代表構成員は(9)に定める内容を満たしていることとします。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人で

- あつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- ウ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- (7) 大阪府又は大阪市を当事者の一方とする契約（府又は市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し、府又は市が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (8) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の認定を受けていること（府の区域外に主たる事

業所を有する者にあつては、同法第9条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。)

- (9) 過去に、同種事業について誠実に履行を完了した実績を有すること。なお、同種事業とは次に示すア及びイを満たすものであること。

ア 幹線道路に交通規制を実施し当該幹線道路を会場として開催した事業であること。

イ 雑踏整理及び交通誘導に300名以上の警備員を運用した事業であること。

6 失格事項

応募提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。応募提案者が契約候補者に決定した後、契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用します。

- (1) 5の応募資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 2つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。）
- (4) 契約上限金額を超える額の応募金額提案書を提出した場合
- (5) 本件企画提案の選定委員会（選定委員によるプレゼンテーション審査）に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (7) 「御堂筋ランウェイ実行委員会公募型プロポーザル方式 応募提案・見積り心得」に違反した場合
- (8) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

7 説明会の実施について

- (1) 開催日時

本件企画提案の募集に係る説明会を次のとおり開催します。応募を検討している場合は、できる限り出席してください。

ア 日時：令和7年12月8日（月）10時30分～（受付：10時15分～）

イ 場所：大阪市中心卸売市場本場業務管理棟 9階 スポーツ課会議室
（大阪市福島区野田1-1-86）

アクセスについては、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000029588.html>

- (2) 参加申込書

ア 提出方法

- ・ 別紙様式1「御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務説明会参加申込書」を電子メールで提出してください。電話、ファクシミリでの申込みは受け付けま

せん。

- ・ 電子メールの「件名」に「【説明会参加申込：御堂筋ランウェイプロポーザルについて】」と記載してください。
- ・ 電子メール送信後は、必ず到着の有無を電話で事務局に問い合わせてください。電話での問い合わせは、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

イ 受付期間

令和7年12月1日（月）から同年12月4日（木）正午まで《必着》

ウ 提出先

御堂筋ランウェイ実行委員会事務局

（大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ）

- ・ 電子メール：toshimiryoku-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp
- ・ 電話番号：06-6210-9304

8 質問について

(1) 提出方法

ア 質問は、別紙様式2-1「御堂筋ランウェイ質問票」に記載の上、提出してください。

イ 質問は、別紙様式2-1を電子メールで送信された場合のみ受け付けます。口頭、電話、ファクシミリでの質問は一切受け付けません。

ウ 共同企業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて提出してください。

エ 電子メールの「件名」に「【質問：御堂筋ランウェイプロポーザルについて】」と記載してください。

オ 補足資料等のファイルを添付する場合には、マイクロソフトワード形式、マイクロソフトエクセル形式又はアドビPDF形式にしてください。なお、電子メールのサイズは5MBを限度とします。

カ 電子メール送信後は、必ず到着の有無を電話で事務局に問い合わせてください。電話での問い合わせ時間は、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

(2) 受付期間

令和7年12月1日（月）から同年12月12日（金）正午まで《必着》

※ 受付期間外の質問、個別対応は、理由の如何を問わず受け付けません。

(3) 提出先

御堂筋ランウェイ実行委員会事務局

（大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ）

- ・ 電子メール：toshimiryoku-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp
- ・ 電話番号：06-6210-9304

(4) 質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、別紙様式2-2「御堂筋ランウェイ質問と回答」にとりまとめたうえで、令和7年12月18日（木）午後5時までに、ホームページに掲載します。

(ホームページアドレス)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/midousuji/bosyu2026.html>

※ 企画提案に影響を及ぼす重要な質問の内容等については、受付期間内に回答を掲載する場合があります。

(5) 回答の取り扱い

質問の回答は仕様書の一部として取り扱います。

9 提案に係る提出書類及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

指定の書類について、「正本」1部、「副本」9部を提出してください。

ア 企画提案応募申請書：正本1部（別紙様式3）

イ 提案書：正本1部（別紙様式4）、副本9部（別紙様式5）

ウ 応募金額提案書：正本1部（別紙様式6）

別紙内訳のみ：副本9部

エ 業務担当予定者の経歴：正本1部（別紙様式7）

オ 業務実績申告書：正本1部（別紙様式8）

カ 共同企業体での応募の場合は、次の書類を提出：正本各1部

（ア）共同企業体届出書（別紙様式9）

（イ）共同企業体協定書（別紙様式10）

（ウ）委任状（別紙様式11）※構成員が支店等の場合のみ

（エ）使用印鑑届（別紙様式12-1）※代表構成員が代表取締役の場合

（オ）使用印鑑届（別紙様式12-2）※代表構成員が受任者の場合

キ 誓約書（参加資格関係）：正本1部（別紙様式13）

ク 添付書類：正本各1部

（ア）代表者の本籍地の市区町村が発行する身分証明書（禁治産者、準禁治産者、破産者でないことの証明）【※個人の場合のみ】

（イ）法務局が発行する成年後見登記に係る代表者の登記がされていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が無いことの証明）

【※個人の場合のみ】

（ウ）登記事項全部証明書（登記簿謄本）【※法人の場合のみ】

（エ）府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

（オ）税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

（カ）大阪市域内に事業所がある場合、3月末時点において納期が到来している、大阪市税に係る徴収金を完納していることがわかる領収書

（キ）財務諸表の写し（正本1部、副本1部：最近3か年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

④キャッシュフロー計算書 ※作成している場合は提出してください。

(ク)警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証又は標識の写し（府の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証又は標識の写し及び大阪府公安委員会に同法第9条に基づき提出している届出書の写し）

(ケ)事業実績に関する説明資料（契約書表紙の写し、実施報告書等）

※ 上記(ア)から(オ)については、発行日から3ヶ月以内のものとします。

※ 共同企業体での応募の場合、上記(ア)から(キ)については構成員全てに係るものを、(ク)については認定を受けたいずれかの構成員に係るものを、(ケ)については代表構成員に係るものを提出してください。

(2) 提案書類等の返却

提案書類等は、理由の如何を問わず、返却しません。なお、本件委託業務に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(3) 提案書類等の不備

提案書類等に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(4) その他

ア 応募は、1者1提案とします。（共同企業体の構成員として参加する場合を含む。）

イ 提案書類は、モノクロ（白黒）、カラーどちらでも可とします。

ウ 「正本」「副本」をそれぞれA4サイズのフラットファイル（紙製、A4縦型）に綴って提出してください。その際、「正本」については背表紙に提案事業タイトル「御堂筋ラインウェイ事業提案書」及び「提案団体名」を記載してください。また、「別紙様式5-1、5-2」については、PDF化しDVDに格納のうえ1部提出してください。

エ 「副本」については、個人名、企業名及び社章など応募提案者が特定できる内容を記載しないでください。（表紙及び背表紙を含む。）

オ 提案に要する経費は、全て応募提案者の負担とします。

カ 提出時の質問には一切応じません。

キ 提出後は、実行委員会事務局の指示である場合を除く資料追加、差し替え及び補正は一切認めません。

ク 提案書類に虚偽の記載をした者は、本件委託業務への応募資格を失うものとします。

ケ 実現可能性を十分考慮した事業内容を提案してください。なお、本事業において、企画した提案を受託者の責めにより実行できない場合、本事業に加え、大阪府市が構成員である他の実行委員会の事業の企画提案審査において、減点対象となる可能性があります。

(5) 提出方法

事務局への持ち込みのみ可とします。（郵送等による提出は認めません。）

(6) 提出期限

令和8年1月14日（水）正午まで《必着》

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

ただし、最終日は正午まで。）

(7) 提出先

御堂筋ランウェイ実行委員会事務局

(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ)

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37 階

電話番号：06-6210-9304

10 審査の方法

(1) 選定委員会（選定委員によるプレゼンテーション審査）

ア 応募提案者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、選定委員が提案内容を審査します。その審査結果を踏まえ、事務局において契約候補者を決定します。プレゼンテーション審査の日時及び注意事項等は、別途事前にお知らせします。

イ 審査後、契約締結までの間に契約候補者が失格となった場合は、次点の提案者を採用します。

ウ 審査項目の基準点は全審査項目の合計点の 6 割とし、基準未満の場合は契約候補者及び次点者として選定しません。

エ 審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けません。

オ プレゼンテーションの時間は、1 提案者あたり概ね 30 分程度（質疑応答含む。）を予定しています。

(2) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 審査及び契約候補者の決定方法

本件業務内容及び企画提案に求める内容、視点等を踏まえ、最も優れた提案を行った提案者 1 者を選定するため、次の審査項目及び配点に基づき採点します。

最高得点の提案者が 2 者以上の場合は受託金額が最も低額の者を契約候補者とします。なお、受託金額も同額である提案者が 2 者以上ある場合は、くじにより契約候補者を決定します。

【審査項目及び配点】

審査項目		配点	審査内容・着眼点
(a)企画内容及び運営	提案内容	30 点	・事業趣旨や目的を理解しているか。 ・複数年事業であることを踏まえ、テーマ設定・ストーリー性などが提案されているか。 ・国内のみならず、海外の人も惹きつける魅力的かつ圧倒的なパフォーマンスを備えた内容か。 ・特定のジャンルに偏ることなく、バランスの良い内容となっているか。
	実現可能性	15 点	・単年度及び3か年を見越して、提案内容は実現可能で、具体性のある提案となっているか。 ・コンテンツ実施にあたり、アーティスト等の出演に係る事前準備などが事業計画に組み込まれているか。
	総合運営力	10 点	・事業を確実かつ円滑に実施できる体制となっているか。 ・協賛獲得について現実的かつ具体的な提案となっているか。
(b)情報発信		15 点	・プロモーション手法や期間、使用媒体等は効果の高いものになっているか。また、海外に向け直接的な訴求が期待できるものになっているか。 ・複数年事業のメリットを活かした広報計画となっているか。 ・自らの広報に加え、メディアに取り上げられる工夫が効果的なものであるか。
(c)自主警備及び交通規制計画		15 点	・警備等に係る安全対策、計画遂行能力等 ・警備員の配置、運用計画の合理性 ・交通規制資材の配置計画（効果や安全等）、広報・誘導計画
(d)会場設営及び搬入出計画		10 点	・資材の搬入出、設営撤去計画の安全性・合理性 ・計画遂行能力等
(e)価格点		5 点	・価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格
合 計		100 点	

12 審査結果等の公表

審査を行った全提案者に結果を通知します。また、選定過程の透明性確保の観点から、次の内容についてホームページで公表します。

ア 契約候補者の名称、評価点及び選定理由（評価ポイント）

イ 全提案者の名称（申込順）

ウ 全提案者の評価点（得点順とします。提案者が2者の場合、次点の者の評価点は公表しません。）

エ 選定委員の氏名

オ 全体講評（議事の要旨）

（ホームページアドレス）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/midousuji/bosyu2026.html>

13 契約に関する事項

(1) 手続きについて

ア 契約交渉の相手方に選定された者と実行委員会との間で協議を行い、契約を締結します。

イ 契約金額の支払いについては、各年度精算払いとします。

ウ 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式14）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、契約を締結しません。

エ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

オ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次の①又は②のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

① 大阪府入札参加停止要綱又は大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は両要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

② 大阪府又は大阪市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

カ 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付する必要があります。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

① 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

② 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

③ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

④ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

⑤ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

⑥ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

キ 上記カの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない。

② 本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去 2 年間で 2 件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

(2) その他

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除します。

イ 本事業は、4 年間の長期契約となるため、令和 8・9 年末に外部有識者で構成する事業者評価委員会を開催し、事業実績や進捗状況を評価します。また、令和 10 年度には、本事業を総評するため事業者評価委員会を開催することとしています。

なお、令和 8・9 年末に実施する事業者評価委員会においては、受注者の事業実績や業務の進捗状況を踏まえ、当該受注者に継続して委託することが適当でないと事業者評価委員会が判断した場合、その評価内容を踏まえ、実行委員会は、業務委託契約書の規定にかかわらず、契約を解除できるものとします。（評価の基準については別途定める。）

14 その他

(1) 提案書類等は、当該募集に関する報告等に必要と認める場合及び条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、提案者の許可を得なければ公表しません。

(2) 本件委託業務の受託者は、本件に関わる業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととします。

(3) 関係機関協議の結果等により、提案内容の一部が実施できない場合や別の提案を求める場合があります。

(4) 当該公募に係る重要事項が生じた際は、連絡事項として下記ホームページに掲載するため、定期的に確認してください。

(ホームページアドレス)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/midousuji/bosyu2026.html>

なお、連絡事項を確認しなかったことによる応募提案者の損害について、実行委員会は一切の責めを負いません。